令和２年度（２０２０年度）
事業報告書

２０２０年４月１日から

２０２１年３月３１日まで

公益財団法人　東京エムオウユウ事務局

第１章　はじめに

国際海運では早くから航海自由の原則が確立され、船舶の国籍を問わず国際航路に参入できるようになっています。このため、競争が激しくなるとともに、船会社は所有船の船籍をリベリア、パナマなどの国（便宜置籍国）に置き、コスト削減を図るようになりました。

船舶の安全規制は、国際条約に基づき、船舶が船籍を置く国（旗国）が第一義的責任を負っています。しかし、初期の便宜置籍国は、条約で定められた安全・環境保護規制に十分な能力を持たず、便宜置籍国の船舶が世界各地で事故を起こし、油流出による海洋汚染や沈没による航路障害を引き起こしました。１９７８年には便宜置籍国に船籍を置く巨大タンカーが操舵装置の故障からフランス沖で座礁し大量の原油を流失、沿岸国に多大の被害をもたらしました。

事故の影響を被った欧州各国は、寄港する外国船舶が国際基準に定められた要件に適合しているかを確認する必要があるとの認識を持ち、国際条約上認められたPort State Control（ＰＳＣ：寄港国船舶検査）と称される立入検査で確認しようとしました。しかしながら、ＰＳＣを確実に実施するためには、次のような問題がありました。

１．近隣の港湾間で、検査内容に差異があると、例えばA港が厳しく隣接するB港が安易なＰＳＣを行えば船舶はB港に流れるといった、不適切な競争を招くおそれがあること。
２．船側にとっては、寄港国毎に立入検査を受けることとなると円滑な運航に支障を来すこと。

これらを解決するには、地域内において統一的な手法によりＰＳＣを実施するとともに、ある港のＰＳＣで問題ないと判定された船舶については一定期間近隣港ではＰＳＣを実施しない等の措置を講じるために地域内での検査結果を共有するといった国際協力が必要になります。このため、欧州各国は、１９８２年にパリで「ＰＳＣに関する地域協力に関する覚書（Memorandum of Understanding）」（パリＭｏＵ）を採択しました。パリＭｏＵにより欧州ではＰＳＣが組織的に実施されるようになり、国際基準を満足しない船舶（サブスタンダード船）が減少しました。

国連の専門機関である国際海事機関（ＩMO）は、パリＭｏＵの成果を踏まえ、他の地域でも同様の措置を講じることを促すため、「ＰＳＣに関する地域協力の促進に関する総会決議」を１９９１年に採択しました。これを受け、日本がイニシアティブをとり１９９３年に東京で「アジア太平洋地域におけるＰＳＣの地域協力に関する覚書」（東京MOＵ）が採択されました。現在、日本、中国、韓国、豪州等の２１の国・地域が東京MOＵの加盟当局になっています。

ＰＳＣに係る地域協力を実効あるものとするには、ＰＳＣに関する検査手法の統一、検査情報の共有、情報公開などに関する詳細を定めなければなりません。これには、加盟当局間の意見調整が必要になります。また、統一的な検査手法の徹底や検査情報システムの円滑な運用を図るためには、ＰＳＣ関係職員に対する研修・訓

練が必要になります。

　本財団は、東京ＭＯＵ加盟当局間の意見調整などを円滑に実施できるようにするためのＭＯＵ事務局事業と、各加盟当局のＰＳＣ関係職員の研修等を企画・実施する研修事業を行っています。なお、アジア太平洋地域には発展途上国も多く、東京ＭＯＵにより多くの国が参加できるように日本の民間資金（日本財団の助成金）を活用し各国の資金負担を軽減しています。

第２章　事業報告

２０２０年度は新型コロナウィルス感染症が世界的に拡大、流行し、感染拡大防止のため海外渡航制限、ロックダウン等の措置が世界各国で講じられました。これらの各国の感染拡大防止策により海運業界にも様々な影響が及び、就中、条約に定められた要件の実施において条約に定められた旗国検査、監査、船員交代等の円滑な実施が妨げられるなどの事態を招くこととなりました。本財団の活動においても東京ＭＯＵ加盟当局におけるＰＳＣ検査件数が大きく減少、対面形式による会議、研修の開催が困難になるなど大きな影響が及び、これまでとは異なる様々な対応を迫られました。

１．ＭＯＵ事務局事業

.１ 東京ＭＯＵには現在２１の国・地域のＰＳＣ当局が加盟しており、加盟当局責任者の会合であるＰＳＣ委員会を毎年ほぼ１回各国持回りで開催しています。本財団は、ＰＳＣ委員会の事務局の役割を担っており、委員会開催の日程調整、提案文書の回章、事務局提案文書作成及び委員会での説明、委員会報告書の作成等を行っています。本年度は第３１回ＰＳＣ委員会を２０２０年１２月に韓国で開催する計画としていました。しかしながら、新型コロナウィルス感染症拡大に拠る各国の渡航制限のため、対面形式による会議の開催は困難と判断し、２０２０年８月、同委員会を書面審議とオンライン会議を併用する方式で開催するとの本財団提案に全加盟当局の賛同を得て、書面審議を２０２０年１１月１６日から同年１２月８日の間に実施し、オンライン方式による会議を２０２１年1月２１日及び２２日に開催することとしました。本ＰＳＣ委員会での主な決定事項等は、次のとおりです。

-１ 新型コロナウィルス感染症の世界的流行による東京ＭＯＵの活動への影響評価・対応策等について、書面審議により設置が承認されたCOVID-19 臨時インターネット会期間作業部会（EIG-COVID19）での審議結果を基に以下の事項を審議、決定しました。

① 新型コロナウィルス感染症の世界的流行の影響により前年に比べ大幅減となった２０２０年のＰＳＣ検査実績データの取扱いについて審議し、年次報告書の作成、各種指標の計算等を従来どおり実施することを決定。

② 新型コロナウィルス感染症世界的流行の状況におけるＰＳＣ検査の統一的運用を図るため、船員交代問題への対応等を含めた統一的な検査指針を２０２１年２月末までに検討、作成することを決定（同決定に基づき EIG-COVID19 にて審議を行い、同年３月１日に同検査指針を採択、ウェブサイト上に公表)。

③ 新型コロナウィルス感染症世界的流行の下で訪船によるＰＳＣ検査の実施が困難な場合、遠隔ＰＳＣ検査が代替手段となり得ると認識され、遠隔ＰＳＣ検査について統一的な運用を図るための指針を２０２１年２月末までに検討、作成することを決定（同決定に基づき EIG-COVID19 にて審議を行い、同年３月１日に同検査指針を採択)。

④ 新型コロナウィルス感染症世界的流行の状況下での技術協力事業の実施方法等について審議を行い、一般研修事業及び検査官交流事業につ

いては新型コロナウィルス感染症の世界的流行が収束するまでの間は中止すること、専門家派遣事業、セミナー及び専門研修については、オンライン方式により可能な範囲で実施することとし、そのための実施要領を作成することを決定。

- -２　カンボジアに対しオブ―ザーバー資格を附与することを全会一致で承認しました。
- -３　毎年９月から１１月に実施している集中検査キャンペーン（ＣＩＣ）について、新型コロナウィルス感染症の世界的流行のため２０２０年に実施を計画していた復原性全般に関するＣＩＣを１年延期したことにより、これまで決定した同年後のＣＩＣも１年ずつ延期することを確認するとともに、２０２５年に「バラスト水管理条約」に関するＣＩＣをパリＭｏＵと合同で実施することを決定しました。
- -４　東京ＭＯＵの戦略計画（Strategic Plan）を見直すとともに２０２１～２０２５年の行動計画を策定しました。また、一般研修に事前研修を導入するなどの見直しを行った上で、同期間の研修計画を策定しました。
- -５　ＩＧＦコードに関する検査ガイドラインを策定するとともに固定式炭酸ガス消火装置のガス放出事故を防止するための検査ガイドラインの策定に向けて会期間作業部会を設置し検討することを決定しました。
- -６　本財団寧正企画課長の Deputy Secretary 就任を追認しました。

オンライン方式（MS Teams）により開催した第３１回ＰＳＣ委員会

.２　東京ＭＯＵでは、ＰＳＣ委員会の会期間にインターネットを介し審議を行うための作業部会を設置しています。本財団は、メーリングリストの整備、部会討議への助言等を行い、作業部会が円滑に進捗するような支援を行いました。特に EIG-COVID19 については、本財団がリーダーとなり審議の進行、取りまとめを行いました。

.３　２０２０年４月６日、６月１７日及び１２月１８日の３回にわたりＩＭＯ主催により開催された COVID-19 IMO Video Meeting with PSC regimes に参加し、東京ＭＯＵにおける新型コロナウィルス感染症の影響及び対応状況について説明するとともにＩＭＯ、関係団体及び他地域のＰＳＣ協力組織における同感染症世界的流行に伴う影響及び対応状況等について情報収集を行いました。

.４　同年５月８日、東京ＭＯＵの２０１９年の活動状況をとりまとめた Annual Report 2019 を公表しました。同 Report にはＰＳＣ委員会の決定事項、研修等の開催状況、加盟当局が実施したＰＳＣ検査データの概要、当該データに基づき作成した旗国、政府代行機関別の格付等が記載されており、本財団が原案を作成し加盟当局の了承を得て公表しています。

.５　同年６月４日、Paris MoU 事務局が主催した Online meeting of regional PSC regime Secretariats に参加し、新型コロナウィルス感染症拡大による活動への影響等について情報交換を行うとともに、協調して対応を行っていくことを確認しました。

.６　ＰＳＣ委員会で決定した基本方針に基づきＰＳＣ標準マニュアルの改訂作業を進め、同年７月１４日及び２０２１年３月３日に各国へ改訂版を送付しました。

.７　２０２０年９月２８日から１０月２日までオンライン方式により開催されたパリＭｏＵ第５３回ＰＳＣ委員会に東京ＭＯＵを代表して参加し、東京ＭＯＵの活動状況を報告や集中検査キャンペーンの合同実施についての協議を行うとともに、情報交換を行いました。

.８　地方運輸局等において以下の日程で東京ＭＯＵ業務説明会を実施し、地方運輸局外国船舶監督官等の本財団の活動に対する理解の促進に努めるとともに、本財団の事業に対しより一層の協力をお願いしました。なお、東北、北陸信越及び近畿運輸局での業務説明会については２０２１年度に開催を予定しています。

-１　関東運輸局：２０２０年１１月１６日

-２　九州運輸局：２０２０年１２月２日

-３　中国運輸局：２０２１年３月１０日

-４　四国運輸局：２０２１年３月１１日

-５　神戸運輸監理部：２０２１年３月１２日

-６　中部運輸局：２０２１年３月１８日

-７　北海道運輸局：２０２１年３月２３日

.９　２０２０年のＰＳＣ検査データについて、２０２１年度初頭に公表すべく分析を進めました。

２．研修事業

アジア太平洋地域内で統一的にＰＳＣを実施するため、本財団はＰＳＣ職員に対する研修・訓練を企画、実施しています。研修等の計画は、ＰＳＣ委員会の意見等を聴取し５年毎に見直しています。また、アジア太平洋地域には途上国も多いため、当財団が研修等に参加する途上国職員や途上国へ派遣する専門家の旅費などを支援しています。

今年度本財団が計画していた研修等については、新型コロナウィルス感染症の世界的流行に伴う海外渡航制限等により全て中止又は延期せざるを得ませんでした。

新型コロナウィルス感染症の世界的流行は暫くの間は継続するとの認識の下、

２０２１年度以降は、一般研修事業及び検査官交流事業については新型コロナウィルス感染症の世界的拡大が収束するまでの間は中止する一方で、専門家派遣事業、セミナー及び専門研修については、オンライン方式により可能な範囲で実施することを計画しています。

本年度、研修の実施以外に以下の事業を研修事業として実施しました。

.1 ＩＭＯがＮＯＲＡＤ（ノルウェーの技術協力機関）の資金提供を受け、東南アジア諸国7か国において２０１８年から５年計画（新型コロナウィルス感染症拡大の影響により１年延長）で実施している海洋環境保護関係条約の実施促進プロジェクト（ＭＥＰＳＥＡＳプロジェクト）に協力するため、２０２１年３月１７日にオンライン形式で開催された同プロジェクトの臨時ハイレベル地域会合に出席し、同プロジェクトの進捗状況を確認するとともに東京ＭＯＵとしての協力可能分野における協議を行いました。

.2 来年度から開始を予定している Distance Learning Programme（ＤＬＰ）を活用した一般研修事前学習用の教材作成、システム構築に取り組み、２４科目、３２教材を日本政府の御協力の下に完成させました。これらの教材を汎用のＤＬＰ学習管理システムに取り込むことにより、事前学習システムの運用準備を整えました。

３．その他の事業

昨年度日本財団助成事業として認められたものの新型コロナウィルス感染症の世界的流行の影響により実施できず今年度に事業延長が認められた「基準不適合船の温床となっている東京ＭＯＵ域内の低格付けの旗国（ブラックリスト国）政策担当者等を対象としたセミナー開催事業」については、新型コロナウィルス感染症の世界的流行が収束せず、実施を断念せざるを得ませんでした。

第３章　管理業務

１．理事会及び評議員会

本年度の理事会及び評議員会等の開催状況は、次のとおりです。

.１ 第５回評議員選定委員会：２０２０年７月１日、議題＝評議員の選任

.２ 第２１回理事会：２０２０年７月１日、議題＝２０１９年度事業報告案、決算報告案、定時評議員会の開催、業務執行理事職務状況報告

.３ 第１３回評議員会：２０２０年７月２１日、議題＝役員の選任、退職する評議員及び役員への退職慰労金の支給、報告＝評議員の選任、２０１９年度事業報告及び決算報告

.４ 第２２回理事会（書面）：２０２０年７月２１日、議題＝代表理事としての理事長の選定及び報酬

.５ 第２３回理事会：２０２１年３月１６日、議題＝２０２１年度（令和３年度）事業計画案及び予算案、業務執行理事職務執行状況報告

２．事務局組織

２０２０年度末の本財団組織図は、別添のとおりです。

３．財産等

.１　２０２０年度末の基本財産は５千万円であり、長期国債で運用し満期保有目的債券としています。本財団の最も大きな財産である研修事業基金（２０２０年度末簿価：約２２億８２百万円）を含めその他資産は、各種債券、公社債投信及び銀行預金で運用し時価評価をしています。

.２　本財団の主な収入は、各国拠出金、日本財団助成金及び研修事業基金運用益です。

別添

組 織 図

令和３年３月３１日現在

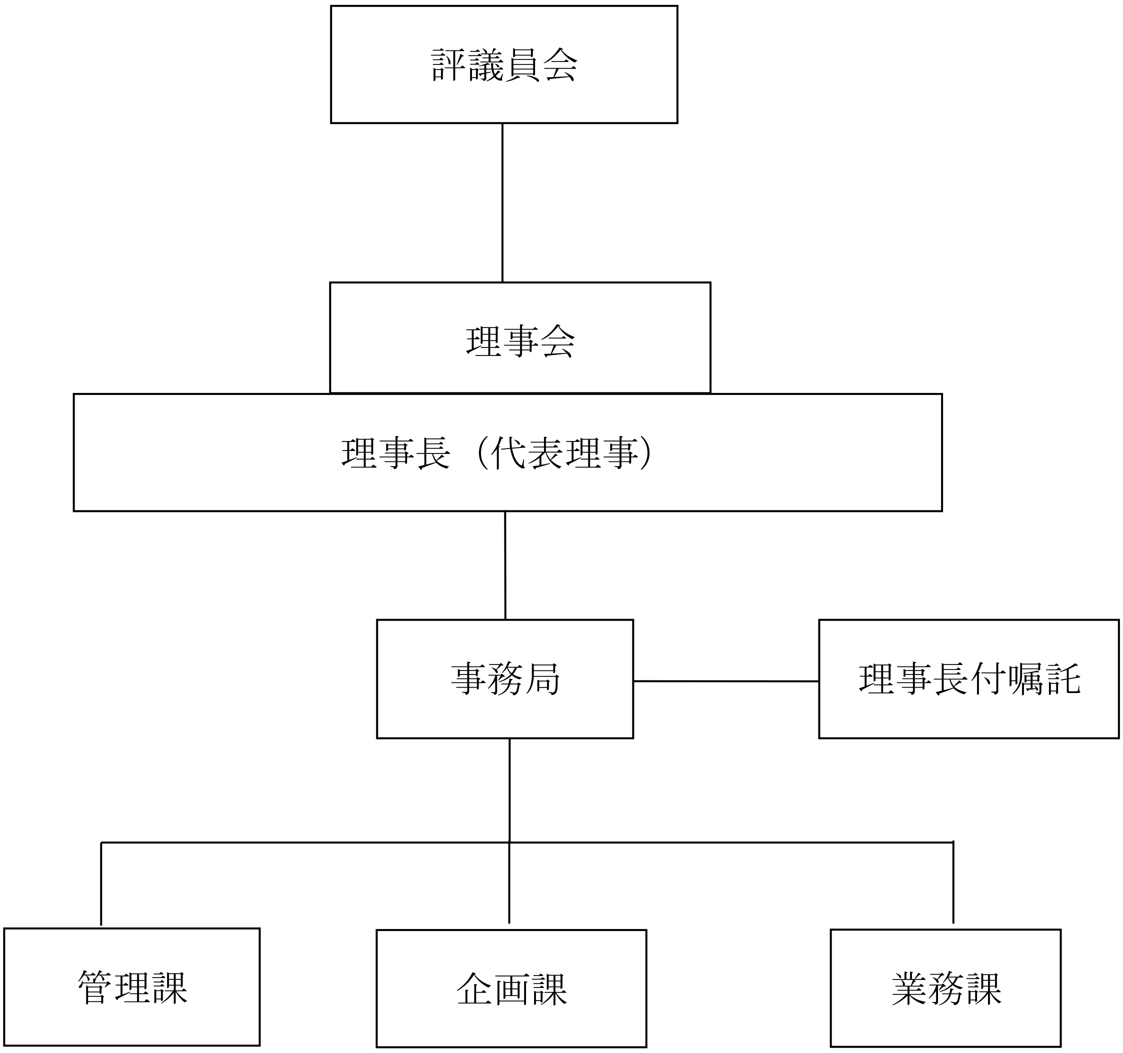

＜附属明細書の作成について＞

上記の事業報告に関して、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34 条第3 項に規定されている附属明細書によりその内容を補足すべき重要な事項はありませんので、附属明細書は作成しておりません。